

# 高等学校等就学支援金のお知らせ

平成30年7月～平成31年6月分の就学支援金の受給にあたり、下記の書類を、ご提出ください。（別紙：「提出書類 確認図」参照）

## 【1】基準額について（全員必ず確認願います！）

保護者等(全員)の平成30年度の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」とを合算した額が50万7,000円以上か未満かをご確認ください。

確認は、市役所・町村役場発行の課税証明書等(平成30年度)で行ってください。

※保護者等 = 親権者全員です。父と母の2名を基本としますが、離婚やDV等で親権者を1名で判定する場合や、親権者不在の際は親権者以外の「主たる生計維持者」「未成年後見人」で判定する場合があります。

## 【2】【1】の基準額が50万7,000円未満の方

下記の提出書類①～③をご提出ください。期限までに提出がないと、授業料（平成30年7月～平成31年6月分）をご負担いただくこととなりますので、必ず提出してください。

## 【3】【1】の基準額が50万7,000円以上の方

下記の「① 届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート」のみを配付の封筒に入れて提出してください。後日、授業料納付のお知らせを送付いたします。

### 提出書類

提出は、配付の封筒に入れて厳封の上、事務室に直接持参するか、事務室宛に切手を貼って郵送願います。

- ① 届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート
- ② 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書（いずれかにチェック）
- ③ 所得に関する書類（下記のア～エの書類のうちいずれか1つを提出）
  - ア 平成30年度住民税（非）課税証明書（平成29年1月1日～平成29年12月31日分の所得）
  - イ 平成30年度特別徴収税額の決定通知書（平成29年1月1日～平成29年12月31日の所得）
  - ウ 平成30年度納税通知書（所得を確認できない市町村もあります。その場合はアを提出）
  - エ 生活保護受給証明書（平成30年7月1日以降の発行日付のもの）

※源泉徴収票は基準額を確認できないので、受け付けておりません。

※保護者2名（父母）課税されている場合は、父母それぞれの書類が必要です。

配偶者控除が証明書等で確認できる場合は、配偶者の所得に関する書類は必要ありません。ただし、証明書等で確認できない場合は、配偶者の所得に関する書類（ア～ウ）の提出をお願いします。

また、配偶者控除が確認できる場合でも、配偶者の所得に関する書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

### 提出期限

**平成30年6月22日（金）**

- お早めにご提出ください。期限までに提出できない場合は、必ず事務室までご連絡ください。

就学支援金を受給できる世帯の方でも、申請が遅れたり、申請をしなかった場合は、受給できず、授業料を納付していただくこととなります。ご注意ください。（参考 授業料 全日制：年額118,800円、定時制：年額32,400円）

ご不明な点は 茨城県立石岡第二高等学校 事務室（電話）0299-23-2101 まで